

郵政民営化法の規定に基づく 新規業務の認可申請に係る審査について

平成27年8月
総務省郵政行政部

認可申請の概要

平成27年7月1日、かんぽ生命保険から認可申請のあった業務

他の保険会社の業務の代理又は事務の代行
(法人向け定期保険及び総合福祉団体定期保険)

審査事項

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

考慮事項

1. 日本郵政株式会社が保有する議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
2. 経営状況

各審査事項の論点例

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

⇒例 (1)かんぽ生命保険の株式処分に係る方針

(2)不当な内部相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがないか

(3)その他適正な競争関係を阻害するおそれがないか

2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

⇒例(1)収支について、合理的な見込みをたてており、その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか。

(2)利用者への役務の適切な提供を可能とする態勢が確保されているか

(3)その他利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないか

第一百三十八条（略）

2（略）

3 郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるとときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならぬ。